マラケシュ条約批准とデイジー教科書のこれから

日本DAISYコンソーシアム運営委員長・河村　宏（hkawa@atdo.jp）

# １．著作権法とマラケシュ条約

　WIPO（世界知的所有権機関）が2013年に制定した著作権に関する国際条約である「盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」は、「マラケシュ条約」と略称されています。

　今日現在39か国が批准し、今年中にEUを含めて50か国の批准が予想されるこの条約は、障害が原因で読書が困難な人々の読む権利を保障することを目的としています。

　2009年に大改正された日本の著作権法は、マラケシュ条約の対象となる障害者の範囲を先取りし、法律に基づいて設置されたすべての図書館と障害者福祉施設およびそれに相当すると文化庁長官が審査して認めた団体に大きな使命を託しています。この時の改正は、それ以前の著作権法改正運動が積み残していたデイジー教科書を必要とする学習障害児のための著作権法改正を軸に、ALSや肢体不自由、紙アレルギーあるいは起き上がることが難しい方を含む幅広い読書を困難にする障害者のある人々[[1]](#endnote-1)のニーズに応えることを前提に合意を形成していました[[2]](#endnote-2)。しかし、関係者の妥協の産物である著作権法の条文に「視覚的著作物」および「聴覚的著作物」という当時十分に議論が尽くされていない用語を使わざるを得なかったために、法改正の過程の議論を踏まえて図書館団体[[3]](#endnote-3)の「著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」によって受益者の範囲の明確化を含む実務上の取り扱いの基準を示し、これが今日まで定着しています。

政府はマラケシュ条約を批准するために「肢体不自由」を明示的に含める著作権法改正がひつようだったと説明していますが、実際には、現行著作権法第37条の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」を「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」に変更しただけなので、実質的な批准のための著作権法の変更は無かったように思われます。

# ２．マラケシュ条約批准で障害のある人の読書機会が増える

障害者権利条約は、障害のために読書が困難な人に等しく情報にアクセスする権利を認めています。マラケシュ条約は、この障害者の権利を著作権と調和させるための国際条約です。具体的には、障害者によるアクセスが保障されていない著作物について、著作権を一部制限して、法律で定められた団体が「アクセス可能な様式」に変換提供し、さらに、それを国際的に共同利用することを認めるための条約です。この条約が対象とする受益者である「印刷物の判読に障害のある」様々な人々について、日本の図書館団体の「ガイドライン」は、視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害、としています。2010年以来積み重ねられてきた国と自治体が関わって設置する図書館のサービスの中で、この「ガイドライン」が定着しています。日本では2500万人以上がマラケシュ条約の受益者に相当し、その数は高齢化の進展により年々増加すると思われます。

このように、「ガイドライン」が補完することによって2010年から日本の図書館は世界で最も先進的な制度と様々な読書支援技術を活用して、幅広い受益者に障害の無い人と対等の情報アクセスを保障する使命を託されたのですが、予算と人員態勢がその使命に沿って充実されていない中で、様々な課題も抱えています。

河野外務大臣がマラケシュ条約に関する国会答弁で「DAISYを含めた、利用しやすい様式の複製物の活用が国内において更に進むことを期待していきたい」[[4]](#endnote-4)とのべているように、障害者差別の解消に取り組む義務がある国と自治体が設置する図書館等の団体が改めてその使命を確認し、率先して情報アクセス差別の解消の態勢整備に取り組むことが、この条約の批准で促進されることが期待されています。

# ３．出版社によるアクセシブルな出版が促進される

出版社が、自ら「アクセス可能な様式」の出版物を出版すれば、マラケシュ条約が最終の目的とする出版物のアクセスにおける障害者差別の解消が実現します。そこで、マラケシュ条約を管理するWIPOは、ABC[[5]](#endnote-5)を通じて途上国に対して基礎教育の教科書を主な対象に、DAISYまたはEPUBのどちらかの「アクセス可能な様式」による出版技術の普及活動を行っています。

誰でも無償で使える国際標準規格であるDAISY規格、あるいは、その最新版であるアクセシブルなEPUB規格に基づく電子出版物は、本日の実演で紹介された、読み上げ、自動的なレイアウト調整が可能な文字の拡大（リフロー）、文字と背景色のそれぞれの調整、読むべき場所に直ちに移動するナビゲーション等の障害者のニーズに基づいて開発された様々な機能があります。また、本と同じように、何十年経っても、世界中のどこで出版されたものであっても、いつでもどこでも必要な時に読めるように設計されています。これは、スマホやPCあるいはタブレットの個々のアプリケーションとは異なる、標準規格であるDAISYおよびEPUBに沿って製作された出版物とを区別する重要な点です。

WIPOは、世界中の出版社が採用する電子出版の国際標準であるEPUB形式の出版物を、国際DAISYコンソーシアムが中心になって開発したアクセシビリティ指針に沿って、出版者自らが発行することを推奨しています。それにより、読者が増え、出版社の売り上げも増えて、著作権を一部制限する必要も無くなるからです。

しかし現実には、商業出版社はなかなかDAISY版やアクセス可能なEPUB版の出版をしません。アクセス可能な出版物の発行は、アメリカで実施して成果をあげているアクセシビリティを必須とする公共調達条件等の何らかの強制力か「呼び水」がなければ見送られます。その結果、日本の図書館等は、ボランティアの善意に依存してこの使命を果たさざるを得ないという現実に直面しています。デイジー教科書をボランティアが作らざるを得なかった理由はここにあります。

　収益を目的としない公的機関や学界の出版物は少しずつアクセシビリティに配慮したEPUBになりつつありますが、それをもっと加速するために、後に述べる教科書無償給与制度のような公的機関の調達条件の整備、アクセシブルなEPUBに関する技術開発、そしてそれらを出版社が活用するための共通ガイドライン等の一層の整備が必要です。

# ４．DAISY図書の国際交換が可能になる

マラケシュ条約批准国同士の国境を越えたDAISY図書等のオンラインによる交換の仕組みをWIPOが事務局を務めるABCが運用しています。障害がある利用者が求めるアクセシブルな出版物が国内にはない場合、それを世界中から探し出して提供できるようにするために、ABCは多言語対応のオンライン目録を整備しています。

マラケシュ条約を実際に活用するためには、まず目録を交換して、利用者が求める出版物の所在を確認し、それを所蔵する相手側図書館にアップロードを依頼し、相手側がABCの交換用データベースにアップロードした後にダウンロードして利用者に提供するという手順が今考えられています。日本から外国に提供するときはこの逆の手順になります。現在アメリカとEUが批准の準備をしており、カナダとオーストラリアはすでにマラケシュ条約に加入していますので、数十万冊の欧米言語のDAISYあるいはEPUB規格の図書が近い将来に国内の受益者に利用可能になります。日本に暮らすブラジル人の読むことに障害がある子供たちが欲しいポルトガル語のDAISY図書を日本の公共図書館が提供できる日も近づきつつあります。このサービスの受益者は、マラケシュ条約で規定される受益者に限定されますが、ここでも先に述べた「ガイドライン」に沿って、誰一人取り残されないようにすることが重要です。

現在、ABCを通じた国際交換の窓口業務をどのように進めるのかについて、文化庁、国立国会図書館、およびサピエ図書館を運営する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会との間で話し合いが行われています。批准の遅れが実質的なサービスの開始の遅れになっており、速やかに条約を活用するための予算と人員を整備して国内外の幅広い障害者の情報アクセス改善の取り組みを進めることが望まれます。

# ５．アクセシブルなデジタル教科書が試金石

　マラケシュ条約の究極の目標は、アクセシブルな出版が普及して、障害の有無に関わりなく誰もが読める出版の実現です。この目標達成のためにどの国も真っ先に注目しているのは、アクセシブルなデジタル教科書の障害者差別解消に果たす重要な役割です。特に日本の場合は、年間432億円の国税が教科書の「無償給与」に使われています。約1000万人の義務教育年齢の児童生徒の中に5%以上の自分では読めない標準教科書を「無償給与」されている子供たちがいると推定されます。その子供たちに配られている紙の教科書の費用総額は年間22億円に達します。もし拡大教科書と同様に、教科書会社が自らDAISY規格のデジタル教科書を製作すれば、そのコストは全部の教科書を単年度でDAISY化しても10億円以下、4年に一回の大改訂とすれば、年平均では流通経費も入れて5億円以内と推定されます。すべての教室に1-2名いておかしくない学習上の障害のを持つ子供たちや、高学年になって拡大教科書や点字教科書を持ち歩くのが困難になっている視覚障害の生徒にもアクセシブルなデジタル教科書は極めて有用です。さらには、これまで障害ではないという理由で、デイジー教科書の提供ができなかった漢字かな交じり文が読めなくて教科の学習に躓いている外国籍の子供たちにも、DAISYやアクセシブルなEPUB規格のデジタル教科書であれば、提供する道が開けます。

「デジタル教科書による障害のある児童の困難の低減」を政府がデジタル教科書導入の理由に挙げているのは、紙の教科書だけでは読むことに障害のある子供たちのニーズに沿うことができないことを確認する意味でとても重要です。だからこそ、国と教科書会社の責任で義務教育課程に必要なすべての教科書・教材のアクセシブルなデジタル版を学年はじめに揃えて「無償給与」しなければ、その子供たちは自分で読める教科書を持つという学習のスタートラインに立てないのです。読みの障害を抱えたまま卒業する子供たちが、将来読書をするようになるとは思われません。読書振興が死活問題である出版界にとっても、学齢期の全児童生徒の5%、毎年6万人が、自立に必須の読書する力を確実に身に着けて卒業し、卒業後も読書を続ける人になっていくことに重大な関心を持ち協力してほしいと思います。

教科書会社によるDAISY版デジタル教科書の出版と政府によるそのコスト負担は、読むことに障害がある多数の児童生徒の一生に関わる切実な合理的配慮の要求に対応するために政府が率先して行うべき基礎的環境整備です。文部科学省による、第四次障害者基本計画[[6]](#endnote-6)の確実な実施を期待します。

1. マラケシュ条約では条約の対象となるPrint Disabilities（普通の出版物を読むことが困難な障害）として、視覚障害と本を持ったり開いたりすることが困難な身体障害の他に、「知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、そのような障害のない者の視覚的な機能と実質的に同等の視覚的な機能を与えるように当該障害を改善することができないため、印刷された著作物を障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの」（政府公定訳）を挙げています。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 障害者放送協議会主催・シンポジウム「著作権法改正と障害者の著作物利用・情報保障を考える」http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/1125\_symposium/ [↑](#endnote-ref-2)
3. ここで言う図書館団体とは、国公私立大学図書館協力委員会、全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本図書館協会の5団体を指す。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 衆議院外務委員会2013年3月28日 [↑](#endnote-ref-4)
5. Accessible Books Consortium http://www.accessiblebooksconsortium.org/portal/en/index.html [↑](#endnote-ref-5)
6. 「障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書等の円滑な制作・供給やコミュニケーションに関するＩＣＴの活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。」（第4次障害者基本計画）http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf [↑](#endnote-ref-6)